

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第55期第1四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社ヤマウ

【英訳名】 YAMAU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 権藤 勇夫

【本店の所在の場所】 福岡市早良区東入部五丁目15番7号

【電話番号】 092(872)3301(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 中村 健一郎

【最寄りの連絡場所】 福岡市早良区東入部五丁目15番7号

【電話番号】 092(872)3301(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 中村 健一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第54期 第1四半期 連結累計期間		第55期 第1四半期 連結累計期間		第54期	
	自 至	平成22年4月1日 平成22年6月30日	自 至	平成23年4月1日 平成23年6月30日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高 (千円)		2,631,894		2,138,933		13,541,843
経常利益又は経常損失 () (千円)		34,361		143,779		386,602
四半期純損失 () 又は 当期純利益 (千円)		55,189		150,202		258,586
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		70,248		160,146		272,151
純資産額 (千円)		1,591,579		1,750,247		1,935,939
総資産額 (千円)		9,645,017		9,037,647		9,931,326
1株当たり四半期純損失 () 又は1株当たり当期純利益 (円)		12.25		33.36		54.82
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)						30.41
自己資本比率 (%)		16.23		19.12		19.12
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		126,746		202,099		785,469
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		71,371		39,037		265,489
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		44,897		48,023		362,723
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)		960,771		818,389		1,107,550

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり純損失であるため、記載しておりません。

3. 第54期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く経営環境につきましては、わが国経済が先行き不透明感のもと厳しい状況が続く中、当社の主要事業分野におきましても、依然として公共事業の縮減が続く、拡大する需給ギャップを背景に企業間競争が激化しております。加えて、東日本大震災に対する復旧・復興財源問題などにより公共事業投資は東北地方への集中から他地域での削減が予測されるなど、極めて厳しい環境で推移しております。

このような経営環境下で当社は、プレキャスト化の推進による新たな需要の創造など、提案力の強化によりシェア拡大を図るとともに、製造部門をはじめとする全社的なコスト削減に取り組み、コスト競争力の強化に努めて参りました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が21億38百万円（前年同四半期比18.7%減）、営業損失が1億64百万円（前年同四半期は営業損失51百万円）、四半期純損失が1億50百万円（前年同四半期は四半期純損失55百万円）となりました。

なお、当社グループの売上高は公共工事関連の比重が高いため季節の変動が著しく、下期（第3、第4四半期連結会計期間）偏重の特性を有しております。そのため、売上高に対する費用負担の大きい上期（第1、第2四半期連結会計期間）につきましては、利益面ではマイナスとなりますが、売上高が増加する下期（第3、第4四半期連結会計期間）において利益が伸びる傾向にあります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(コンクリート製品製造・販売事業)

コンクリート製品製造・販売事業の売上は、土木製品、景観製品、レジンコンクリート製品の販売によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、建設投資の縮減傾向が続く状況下で、依然として当社を取り巻く環境は厳しい状況で推移しております。このような状況の中、主力の土木製品群を中心に、受注強化に継続的に取り組んで参りました。

その結果、当第1四半期連結累計期間においては、コンクリート製品製造・販売事業の売上高は、20億64百万円（前年同四半期比20.2%減）、セグメント損失（営業損失）は1億28百万円（前年同四半期は営業損失35百万円）となりました。

(情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業)

情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業の売上は、主に金融機関向け業務処理支援機器、貨幣処理機及びその周辺機器の販売並びにそれらの保守、LED照明の販売によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、情報機器の販売及び保守並びに環境関連商品の販売事業の売上高は68百万円（前年同四半期比114.1%増）、セグメント損失（営業損失）は16百万円（前年同四半期は営業損失4百万円）となりました。

(コンクリート構造物の点検・調査事業)

コンクリート構造物の点検・調査事業の売上は、橋梁、トンネル等コンクリート構造物の点検・調査業務の請負、補修・補強設計業務の請負によるものであります。

当第1四半期連結累計期間においては、コンクリート構造物の点検・調査事業の売上高は6百万円（前年同四半期比51.3%減）、セグメント損失（営業損失）は19百万円（前年同四半期は営業損失12百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて12.6%減少し、60億66百万円となりました。これは、主として、受取手形及び売掛金が8億98百万円減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.6%減少し、29億71百万円となりました。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて9.0%減少し、90億37百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて10.8%減少し、58億58百万円となりました。これは、主として、支払手形及び買掛金が6億74百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて微増の14億29百万円となりました

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて8.9%減少し、72億87百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて9.6%減少し、17億50百万円となりました。これは、主として利益剰余金が1億70百万円減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動により2億2百万円、投資活動により39百万円及び財務活動により48百万円それぞれ減少したことにより、当第1四半期連結会計期間末には8億18百万円(前年同四半期は9億60百万円)となりました。

当第1四半期連結累計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における営業活動による資金の減少は、2億2百万円(前年同四半期は1億26百万円の増加)となりました。これは主に、売上債権の減少で9億9百万円資金が増加したものの、たな卸資産で3億5百万円、仕入債務で6億74百万円資金がそれぞれ減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は、39百万円(前年同四半期は71百万円の減少)となりました。これは主に、生産設備や型枠の更新等、有形固定資産の取得による支出が41百万円あったことにより資金が減少したものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は、48百万円(前年同四半期は44百万円の減少)となりました。これは、長期借入金の返済により8百万円、リース債務の返済により18百万円、配当金の支払いにより20百万円それぞれ資金が減少したことによるものであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,024,000
優先株式	2,000,000
計	22,024,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,506,000	同左	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注)4、5、8
第1回優先株式 (行使価額修正条項 付新株予約権付社債 券等であります。)	2,000,000	同左	非上場	(注)2、3、4、6、7、8
計	7,506,000	同左		

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの第1回優先株式の転換により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 株価の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により取得されることとなる株式の数は増加いたします。
- (2) 行使価額の修正基準は、毎年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値の平均値といたします。
- (3) 行使価額は、前項記述の平均値が、34円を下回るときは34円を下限といたします。
- (4) 当社は、いつでも法令の定めるところに従って、優先株主との合意により当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得し、法令の定めるところに従って消却することができます。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、権利の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。また、株券の貸借に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と会社の特別利害関係者等との間に取決めはありません。さらに、その他投資者の保護を図るための事項についても該当ありません。

4 当社の株式の単元株式数は、全ての種類の株式について1,000株であります。

5 当社の発行している普通株式は、株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

6 第1回優先株式は、現物出資(借入金の株式化 600,000千円)により発行されたものであります。

7 優先株式の内容は次のとおりであります。

優先期末配当

- (1) 当社は、定款第58条に定める期末配当金を支払うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主(以下、優先株式を有する株主を「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1事業年度につき優先株式1株当たり以下の計算式により算出される額または30円のいずれか少ない額の金銭(以下「優先期末配当金」という。)を、剰余金の分配可能額がある限り必ず支払う。

優先期末配当金の金額 = 300円 × 各事業年度毎に算出する本項(2)に定める年率(以下「配当年率」という。)

ただし、当該事業年度において、に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。

- (2) 優先期末配当年率は、平成16年8月31日以降、次回配当年率決定日の前日までの各事業年度について、以下の計算式により計算される年率とする。ただし、配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{配当年率} = \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月物}) + 1.50\%$$

配当年率決定日は、初回は平成16年8月31日とし、以降毎年4月1日とする。ただし、当日が銀行休業日の場合は、前営業日を配当年率決定日とする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)は、各配当年率決定日において、午前11時の日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていないければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

- (3) 優先株式に対する期末配当が、当該事業年度において本項(1)の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 優先株式に対しては、1事業年度における期末配当としては本項(1)に規定する優先期末配当金の額を超えては配当しない。

優先中間配当

- (1) 当社は、定款第59条に定める金銭の分配をするときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先期末配当金の2分の1に相当する額(以下「優先中間配当金」という。)の分配を必ず行う。
- (2) 優先株式に対しては、本項(1)の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。

残余財産分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき300円までの金額を分配する。
- (2) 優先株式に対しては、300円を超えては残余財産の分配を行わない。

議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

種類株主総会の決議事項

法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。

剰余金の配当、中間配当、自己株式取得(優先株主による取得請求権の行使及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式買取請求権に応じた買取、会社法第234条第4項に基づく1株に満たない端株の買取及び同法第197条第3項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない)、資本または準備金の減少に伴う払い戻し(以下あわせて「剰余金の分配等」という。)の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が6億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。

取得請求権(1)

- (1) 優先株主は、平成21年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「請求可能期間」という。)において、当会社に対して、優先株式1株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当社は償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に金銭を交付する。
- (2) 取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の2分の1を超える場合、取得の順位は、請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

合意による取得・消却

- (1) 当社は、いつでも法令に定めるところに従って、優先株主との合意により優先株式を有償で取得することができる。
- (2) 当会社は前項により取得した優先株式を法令に定めるところに従って消却することができる。

取得請求権(2)

- (1) 優先株主は、平成19年9月1日以降いつでも、当社の株主名簿管理人に対し、優先株式1株につき、以下の計算式により算出される数の普通株式を交付するよう請求することができる。ただし、以下の計算式による算出の結果1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

優先株式1株につき取得できる普通株式の数 = 300円 ÷ 本項(2)から(4)に従って定められる金額(以下「取得価額」という。)

- (2) 取得価額は、平成19年9月1日から平成20年8月31日までの間に取得請求を行う場合については、金111円とする(以下この価額を「当初取得価額」という。)

平成20年9月1日以降に取得請求を行う場合の取得価額については、毎年9月1日を取得価額修正日とし、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を、次回取得価額修正日までの間の取得価額とする。ただし、前記の平均値が、当初取得価額を超えたときは当初取得価額を上限取得価額とし、当初取得価額の30%を下回ったときは当初取得価額の30%を下限取得価額とする。

- (3) 優先株式発行後に、以下のaからdのいずれかに該当する事情が生じた場合には、取得価額を以下の から に定める算定方法により調整する。

取得価額調整の算定方法

取得価額の調整は次の取得価額調整式によるものとする。ただし、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

取得価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、日本証券業協会が公表する当社普通株式の普通取引の毎事業日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

取得価額調整をすべき事情

- a 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)
- この場合、調整後取得価額は、払込期日の翌日以降または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合。
- この場合、調整後取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- c 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権または取得請求権を行使できる証券を発行する場合。
- この場合、調整後取得価額は、その証券(権利)の発行日にまたは募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または当該新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される(dについても同様とする。)

d 普通株式を取得することができる株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日(以下本項において「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された取得価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合。

この場合、調整後取得価額は、当該価額決定日の時点で残存する証券(権利)の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (4) 本項(3) a から d に掲げる場合の他、優先株式発行後に合併、資本の減少または普通株式の併合などが行われ、取得価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する取得価額に変更する。
- (5) 本項(3)、(4)に基づき取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても本項(3)、(4)の規定を準用する。この場合、「取得価額」を「上限取得価額」または「下限取得価額」に置き換えるものとする。
- (6) 取得請求は、取得請求に要する書類及び優先株券を、当社の株主名簿管理人に呈示したとき(郵送の場合は到達したとき。)に行使されたものとし、取得請求の効力は取得請求行使時に発生するものとする。
- (7) 優先株式の取得請求権行使により発行された株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が、4月1日から9月30日の間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ取得請求があったものとみなしてこれを支払う。

株式併合・株式分割・募集株式・募集新株引受権

- (1) 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、優先株主に対して募集株式または募集新株予約権の割当てを行わない。

なお、本優先株式について、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

8 議決権の有無及びその理由

普通株式については議決権に制限はありません。

第1回優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること並びに普通株式を対価とする取得請求権が付されていること等の株式の内容との関係から、株主総会において議決権を有しないこととしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年 6月30日		7,506,000		800,000		300,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年 6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式2,000,000		「1 株式等の状況」の「(1)株式の 総数等」の「発行済株式」の注記 参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式1,002,000		株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式4,495,000	4,495	同上
単元未満株式	普通株式 9,000		同上
発行済株式総数	7,506,000		
総株主の議決権		4,495	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式861株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年 6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ヤマウ	福岡市早良区東入部 5 - 15 - 7	1,002,000		1,002,000	13.35
計		1,002,000		1,002,000	13.35

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,441,920	1,149,340
受取手形及び売掛金	2 4,110,999	2 3,212,383
有価証券	799	799
商品及び製品	1,157,760	1,425,437
仕掛品	81,834	102,436
原材料及び貯蔵品	130,127	147,821
その他	77,800	72,497
貸倒引当金	59,864	44,640
流動資産合計	6,941,379	6,066,077
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,295,989	1,295,989
その他(純額)	1,330,457	1,321,889
有形固定資産合計	2,626,447	2,617,879
無形固定資産		
のれん	19,884	17,043
その他	36,518	33,933
無形固定資産合計	56,402	50,977
投資その他の資産		
投資有価証券	212,064	206,025
その他	329,427	320,343
貸倒引当金	234,394	223,656
投資その他の資産合計	307,097	302,713
固定資産合計	2,989,947	2,971,570
資産合計	9,931,326	9,037,647
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,654,797	1,979,950
短期借入金	3,072,522	3,070,020
未払法人税等	23,162	18,036
賞与引当金	175,022	201,818
その他	641,186	588,273
流動負債合計	6,566,691	5,858,098
固定負債		
長期借入金	644,505	638,478
退職給付引当金	448,538	445,054
役員退職慰労引当金	157,858	162,776
その他	177,793	182,991
固定負債合計	1,428,695	1,429,301
負債合計	7,995,386	7,287,399

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,000	800,000
資本剰余金	300,000	300,000
利益剰余金	801,709	630,785
自己株式	11,809	11,809
株主資本合計	1,889,900	1,718,975
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,232	8,585
その他の包括利益累計額合計	9,232	8,585
少数株主持分	36,807	22,686
純資産合計	1,935,939	1,750,247
負債純資産合計	9,931,326	9,037,647

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	2,631,894	2,138,933
売上原価	1,941,837	1,614,458
売上総利益	690,057	524,474
販売費及び一般管理費	741,416	688,993
営業損失()	51,358	164,518
営業外収益		
受取利息	81	35
受取配当金	1,357	2,467
鉄屑処分収入	357	8,995
利用分量配当金	31,355	710
貸倒引当金戻入額	-	16,131
その他	12,966	17,501
営業外収益合計	46,117	45,840
営業外費用		
支払利息	21,952	19,959
その他	7,168	5,141
営業外費用合計	29,120	25,101
経常損失()	34,361	143,779
特別利益		
負ののれん発生益	-	1,824
貸倒引当金戻入額	13,885	-
特別利益合計	13,885	1,824
特別損失		
固定資産除却損	-	4
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22,976	-
投資有価証券評価損	1,233	-
投資有価証券売却損	-	1,666
その他	-	224
特別損失合計	24,209	1,895
税金等調整前四半期純損失()	44,686	143,850
法人税、住民税及び事業税	17,036	16,868
法人税等調整額	1,248	1,218
法人税等合計	15,788	15,649
少数株主損益調整前四半期純損失()	60,474	159,499
少数株主損失()	5,284	9,296
四半期純損失()	55,189	150,202

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	60,474	159,499
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	9,774	646
その他の包括利益合計	9,774	646
四半期包括利益	70,248	160,146
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	64,963	150,849
少数株主に係る四半期包括利益	5,284	9,296

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	44,686	143,850
減価償却費	65,048	68,985
のれん償却額	2,840	2,840
負ののれん発生益	-	1,824
貸倒引当金の増減額(は減少)	16,439	25,962
賞与引当金の増減額(は減少)	90,529	26,795
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,589	3,483
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,964	4,918
受取利息及び受取配当金	1,438	2,502
支払利息	21,952	19,959
投資有価証券売却損益(は益)	-	1,666
投資有価証券評価損益(は益)	1,233	-
固定資産除却損	-	4
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22,976	-
売上債権の増減額(は増加)	1,041,739	909,748
たな卸資産の増減額(は増加)	129,379	305,973
未収消費税等の増減額(は増加)	-	1,768
その他の流動資産の増減額(は増加)	7,888	789
その他の固定資産の増減額(は増加)	1,051	1,070
仕入債務の増減額(は減少)	700,443	674,846
未払消費税等の増減額(は減少)	75,051	115
その他の流動負債の増減額(は減少)	51,089	52,865
その他の固定負債の増減額(は減少)	716	97
その他	-	208
小計	218,509	176,059
利息及び配当金の受取額	1,438	2,502
利息の支払額	15,266	14,923
法人税等の支払額	77,935	13,619
営業活動によるキャッシュ・フロー	126,746	202,099

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	29,027	29,340
定期預金の払戻による収入	27,195	32,760
有形固定資産の取得による支出	69,592	41,055
無形固定資産の取得による支出	1,322	218
投資有価証券の取得による支出	5,511	508
投資有価証券の償還による収入	-	805
投資有価証券の売却による収入	-	3,188
子会社株式の取得による支出	-	3,000
貸付金の回収による収入	8,000	-
その他	1,112	1,668
投資活動によるキャッシュ・フロー	71,371	39,037
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	11,949	8,529
リース債務の返済による支出	11,647	18,788
配当金の支払額	21,300	20,706
財務活動によるキャッシュ・フロー	44,897	48,023
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,477	289,160
現金及び現金同等物の期首残高	950,294	1,107,550
現金及び現金同等物の四半期末残高	960,771	818,389

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 保証債務 従業員の金融機関からの借入金に対し保証を行っております。 22,221千円	1 保証債務 従業員の金融機関からの借入金に対し保証を行っております。 20,014千円
2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 822,669千円 受取手形裏書譲渡高 99,522千円	2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 362,257千円 受取手形裏書譲渡高 23,979千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社グループの事業は公共工事関連の比重が高いため、第1、第2四半期連結会計期間に比べ第3、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年6月30日)
現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)	現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年6月30日現在)
現金及び預金 1,290,495千円	現金及び預金 1,149,340千円
預金期間3か月超の定期預金 329,723千円	預金期間3か月超の定期預金 330,950千円
現金及び現金同等物 960,771千円	現金及び現金同等物 818,389千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	9,006	2.000	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年6月29日 定時株主総会	第1回 優先株式	12,294	6.147	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	9,006	2.000	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年6月29日 定時株主総会	第1回 優先株式	11,700	5.850	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	コンクリート 製品製造・販 売事業	情報機器の販 売及び保守並 びに環境関連 商品の販売事 業	コンクリート 構造物の点検 ・調査事業	調整額	四半期連結損 益計算書計上 額
売上高					
外部顧客への売上高	2,586,452	31,962	13,479		2,631,894
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	2,586,452	31,962	13,479		2,631,894
セグメント損失()	35,299	4,051	12,007		51,358

(注)セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	コンクリート 製品製造・販 売事業	情報機器の販 売及び保守並 びに環境関連 商品の販売事 業	コンクリート 構造物の点検 ・調査事業	調整額	四半期連結損 益計算書計上 額
売上高					
外部顧客への売上高	2,063,989	68,374	6,570		2,138,933
セグメント間の内部売上高 又は振替高	31	49		80	
計	2,064,020	68,423	6,570	80	2,138,933
セグメント損失()	128,355	16,828	19,415	80	164,518

(注)1.セグメント損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2.セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失	12円25銭	33円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	55,189	150,202
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	55,189	150,202
普通株式の期中平均株式数(株)	4,503,499	4,503,139

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

株式会社ヤマウ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 真 紀 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマウの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマウ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。